

令和3年

第3回東栄町議会臨時会

会議録

令和3年6月25日（金）

令和3年第3回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和3年6月25日(金) 開会 午前10時00分
閉会 午前10時58分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 浅尾もと子	2番 伊藤紋次
3番 伊藤真千子	4番 山本典式
5番 伊藤芳孝	6番 森田昭夫
7番 加藤彰男	8番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 浅尾もと子	2番 伊藤紋次
3番 伊藤真千子	4番 山本典式
5番 伊藤芳孝	6番 森田昭夫
7番 加藤彰男	8番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	神谷純子
--------	------	----	------

出席議員の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長の退職の期日に関する同意について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますのでただいまから令和3年第3回東栄町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により2番伊藤紋次君、5番伊藤芳孝君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日限りとしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

----- 町長の退職の期日に関する同意 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3 町長の退職の期日に関する同意についての件を議題といたします。町長村上孝治君より退職の申し出がありました。事務局長にその申出書を朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

退職申出書。この度、一身上の都合により令和3年6月30日に退職したいので申し出ます。令和3年6月21日。東栄町議会議長原田安生様。東栄町長村上孝治。以上でございます。

議長（原田安生君）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番の声あり」）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

質疑ですけど、私4点お聞きしたいんですけど、一問一答のような恰好が良いんですけど本会議の回数制限がございますので2つずつ分けてお聞きしますのでよろしくをお願いします。この地域では江戸時代の天保年間に農民訴訟事件がありました。江戸の奉行所を巻き込んだ議定論騒動であります。昨年文化祭で紹介されたのもう町民の皆さんもご存じのことと思います。今回の問題は平和で静かな町にとってそれ以来の騒動かもしれません。また、この問題は、全国が、人口が減少して高齢化が進む過疎山間地の医療問題として全国からも注目をされています。国や県もしっかり考えてくれることを期待しながら質問をします。この問題は、3月議会で入院、透析、救急の継続を求める要望、条例改正に対し医師の確保、そして財政の問題、患者の減少そしてまた先生方の意見も参考にして理解として結論が出ています。どうしてこんな町を二分する、分断する騒動になってしまったのか、そんな事を心配しながら2、3お尋ねをいたします。混乱が長引き不安定な状態が続いています。町民が心配し職員にも負担がかかっています。そんな中、リコールの本請求を受けて町長は辞意を表明されましたが、その辞職理由をまず伺います。次に診療所の老朽化が著しく雨漏りもしています。また木材が高騰している中、診療所の建設の遅れは大変心配ですが、7月の入札についてはどのようなお考えかお尋ねをします。とりあえず2点で、まずお願いします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは、本日はですね、私のですね退職の期日に関する同意ということで、退職届を出させて頂いてですね本来であれば法定期日である20日間で失職という状況ですが、その前に法定期間前でございますので本日退職の同意をいただくということで

ございます。質疑という形で辞意の理由をお尋ねをされましたので、私同意後にそのことはですねお話をさせていただきたいというふうに思っておりましたが、あえて質疑の中でですね辞職理由ということでございますので少しお時間をいただいてお話をさせていただきたいと思っております。私の任期は現在2期目でございます。任期は平成31年4月27日から令和5年の4月26日の4年間でございます。平成27年4月に私にとって最初の町長選挙で町民の皆様にご託をいただき、さらに2期目の託も頂いたという状況でございます。現在まで6年余りの町政運営に努めさせていただきました。ご存知のようにもう既に今年度も上半期6ヶ月が過ぎようとしておりますが、直接請求の権利行使についてはですね本当に尊重されることでございますが、昨年からの蔓延をしておりますコロナ禍の中、1回目が先ほどもありましたように条例の制定改廃の請求署名、その後、期間も開けずにですね町長の解職請求の署名となり、非常に町の混乱を避けられずこの半年間、大変残念に思うところでございます。先日は、選挙管理委員会による再審査が終了して必要な有効署名数が確定したところでありますが、今後60日以内に住民投票が行われることとなります。こんな時期であり、考えさせられ私もですね本当にこの間、熟慮して参りました。住民投票後もですね、もしかすれば再選挙になる可能性も考えられ、さらにですね長期になることから町長の職を辞して選挙戦に挑むことを決めさせていただきました。この選挙を通してしっかりと住民にお伝えをし最終判断を仰ぎたいというふうに思っています。この事をどうかご理解を頂きたいと思っております。時間もありませんが、この場合は議会も本日が最後ですとお話をさせていただきます。ご承知のように東栄町人工透析・入院を守る会を結成されて、今もう発したように最初の署名活動をされました。これは3月議会で東栄町条例制定改廃による直接請求によって出された東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、これはですね入院医療の継続、人工透析、救急の再開を求めるものであり、信条は本当に理解はできることでございました。しかしながら人口3000人を切ったこの町で、のみで実施はいわゆる人員また財政上も継続できない状況やですね特に医療圏域を念頭においての東栄町の医療を考えることが必要との判断から入院医療、人工透析、救急の継続を義務付けることは当然のことながらできないとの判断を議会で頂き山本議員と浅尾議員以外の議員の皆様により賛成2、反対5で否決されたことは周知の事実でございます。また2カ年継続事業として実施をしてまいりました。これも議会で議決を頂いておりますので（仮称）新東栄医療センター及び保健福祉センターの設計業務ですね基本設計、実施設計が完了し当初予定より3ヶ月ほどと思いましたが令和4年7月の開所に向けて整備費を当初予算に計上させて頂き浅尾議員と山本議員によるこの2名による予算に対する修正動議が出されました。同じく3月議会においては賛成多数で当初予算の可決をいただいたところでございます。こうしたことから議会制民主主義、間接民主主義の観点から予算は議決をされており事業執行に問題はないところでありますが、今お

話をした通りこのような状況になってしまったことに対しましては真摯に受け止め心よりお詫びを申し上げたいと思っております。昨年一年間は新型コロナウイルスの感染拡大のために本当に思うような活動が制限をされ、特に今まで続けてまいりました各地区での住民説明会等も開催できず、また集会所、おいでん家にもお邪魔ができずですねこの大事な時に住民の皆様へ情報を正確にお伝えする機会を失い、伝えきれなかったということは今も本当に悔やまれるところでございます。過疎地域における医療の空洞化への対応はですね急務とされております。こうした中、もうすでに人口がですね 3000 人を切ってしまった東栄町において診療所経営が成り立つような取り組みを確立しなければですね将来における一次医療の確保ができません。民間の診療所もですね皆様のご存知のようにひらい診療所が閉じられこの町には公的な東栄診療所しかありません。外来診療を中心にですね患者宅を訪問しての在宅診療やですね集会所、おいでん家での健康相談などまた 24 時間体制の相談窓口など町民にとっての「かかりつけ医」として、日常生活での病気やケガに対する治療はもとより健康を維持する予防医療により住み慣れた地域で元気に生活していく上での必要な医療を提供できるように特に町内におります少ない専門職で医療・保健・福祉・介護が連携して住民の負担をできるだけ軽減して幅広いサービスを効果的に発揮できる総合ケアを推進して参りたいと思っております。このことをしっかりと皆さんに再度機会を通じてお伝えして参りたいと思っております。現在、診療所で頑張っております丹羽センター長はじめ常勤の先生方これまでの方針に私がこれで退職をするという状況でありました。先生方とですねお話の場を持たせていただきましたがこれまでの方針にご理解をいただいております。計画通り進めて頂きたいとのご発言をいただきました。心強い発言でありました。医療センターの職員の総意でありこの約束を果たすためにも最大限の努力をさせていただく所存でございます。一方、コロナ禍は未だ終息の目途は立っていませんが国、県、東栄町においても新型コロナウイルス感染症対策が最優先課題として取り組んでいるところでございます。この後また詳しい話をさせていただきますが、現在の優先度はコロナワクチン接種であります。65 才以上の方の 2 回目の接種は 7 月 21 日に終了できる予定でありますし、その後の 64 歳未満の方は引き続きワクチン接種が打てるよう、まもなく接種券を送付できる見込みであります。責任者として職場を一時的に離れてしまうことにおいてはですね大変心苦しく申し訳なく思っておりますが、東栄町の将来のために今決断しなければならない大事な施策でございます。是非、お許しを頂いてご理解をいただけますようお願いを申し上げます。6 年余りの町政運営にですね特に議会も新体制になってから約 2 年、議員の皆様には闊達な議論を交わしていただき誠にありがとうございました。また、ここまでの間支えていただいた職員の皆さん本当に大変でありました。この間、2 回の直接請求に係る事務そしてさらにはこの後また話をしますが入札執行を止めるための監査請求、こういう状況でですね事務の負担を本当にさせていただいたということで本

に心から職員には感謝を申しております。申し上げたいと思っております。そして町民の皆様に対しましても深く感謝を申し上げたいと思っております。今後は、選挙になるわけですが、私は東栄町で生まれ育ち、保育園、小学校、中学校、高校と地元で学び、一時地元を離れましたが役場職員に採用頂き 40 年近く勤めさせていただきました。そして町の移り変わりを見続けて参りました。今現在この町のかじ取り役をさせて頂いていますが都市部と違い、我々の地域は人口減少が著しく財政面も含め非常に大変な時期を迎えております。当たり前のことではありますが、やれない、もどかしいですがこれが現実状況であります。この町は時代の流れとともに変わってきております。例えば学校もそうであります。過疎化、少子高齢化により統合を余儀なくされ、各地区から学校がなくなり小中学校も一校となりました。保育園もそうであります。また高校も地元本郷高校がなくなり町外の学校に通わなくてはならない状況もございます。病院も今までの沿革を紐解いていただければ町の状況とともにその時々にあった姿に変わりながら公設民営化や介護療養型老人保健施設に転換したり病床を減らしたり診療科目を減らしたりしてここまで皆さんの努力、先生方の努力によってつなげてまいりました。当然ですが人口減少による患者数の減少はですねこの先も、この先の見通しもですね非常に厳しい状況は明らかであります。医療従事者の確保の難しさ、これ先月の 6 月議会で伊藤真千子議員の一般質問にも回答した通りであり、自治医大派遣、地域枠での派遣制度はありますが優先順位など簡単ではございません。そして国、県の医療政策もでございます。当然、看護師も同じであります。何より経営状況の悪化、入院患者数の減少などにより病院としての存続は難しく、皆様ご存じのように診療所となったわけであります。また、今の施設は築後相当経っています。もう 60 年以上経っておりますがこれは経過しておりこの先病院のですね施設内の状況も是非ご覧いただき認識をして頂きたいと思っております。こういった状況の中でですね雨漏りなどの老朽化が著しく建て替えの協議は皆様ご存じのように 20 年前からこのことを進めて参りました。しかしながら一向には進まなかったという状況も是非ご理解を頂きたいと思っております。この 3 月末で人口が 3000 人を切りました。自己財源の主たる町税も 3 億円を割ってしまいました。非常に厳しい状況でありこれからも続くことが予想される場所でもあります。是非、現実を認識頂いて、まずは自分たちが作り出した原因を見つめ直し、ないものねだりをしない、今あるもの今できるものに関心を持っていただいて、特に今頑張っておられる医師を信頼していただいて医師は町民一人ひとりの共有財産であることを知ってもらいたいというふうに思っております。そして町の限られた財源と人材で将来維持できる医療を皆さんとともに守り支えていくことが私の使命でありこの町民の使命であるというふうに考えております。そのためにも町民にとっての「かかりつけ医」としてまた健康維持する予防医療始め、この地域で元気に生活するための新しい診療所と保健福祉センターの建設を早急に実現をしていきたいと思っております。私は現在今、妻と子供、

孫と暮らしております。これからの医療・福祉を子供たちのために未来につなげるためにも全身全霊です。この事をこの先、選挙戦になれば訴えてまいりたいと思っています。特に腑に落ちないこともあります。あまりこの場で言うのはどうかなと思いますが、特に解職請求署名だったかなというところはちょっと考えなさいますが、最初の署名活動においてもですね先ほどもお話したように3月議会でこの事は否決をされたということも周知の事実であります。医療センター等の整備に係る当初予算も賛成多数で議決を頂いたところでもありますので、執行に問題はないわけですが、皆さんもご承知の通り議会制民主主義、間接民主主義においても町民から選ばれた代表者が議会で様々な意思決定を行うのが民主主義であります。政治を決めるのは議会であり、議会主義、議会政治の考え方です。是非ですねそのことも考えていただきたいと思います。しかしながら私の解職請求となりましたので、今申し上げた通り20年来、町として問題として取り組んできたものであります。今ここで後戻りはできません。選挙戦を通してですね町民の皆様に訴えていくことをご判断をいただけるものと思っています。これまでですね活動をされました1回目が「東栄町人工透析・入院を守る会」でありました。そして2回目が名前を変え「東栄町をよくする会」を結成し解職請求をされたわけです。この代表者7名の方がいますので、その中から当然出られるのが筋ではないかというに思います。どなたかわかりませんが直接請求署名でも訴えられてこられたこの入院存続、透析の再開、夜間休日の救急受入など、どのような内容で東栄町として続けていけるのか、人材の面、財政の面等を含めて対案を持ってお互いに討論できることを期待を申し上げます。そういうことでもありますので、是非今回の辞職に対する同意は宜しくお願い致したいと思います。少し長くなりましたが、思いのこを含めまして理由を述べさせていただきました。どうぞ宜しくお願い致します。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほどの5番議員の後段の質問にあると思いますのでそちらの入札の件について私からお答えさせていただきます。こちらにつきましては、今回ですね入札の公告を5月28日に行わさせていただきました。実際に企業体の募集を行ったわけです。そしてそれについて出していただいて、その審査も行われた上でですね、指名審査会におきまして入札についての協議をさせていただきました。その結果として今回現在の状況等を鑑みまして一旦ですね今回の入札についてはこの時点で中止とさせて頂いて、そして中止をするというですね決定をして、そして町長にも報告をさせて頂き、そし

て最終的に決裁いただいて昨日付けですと中止ということをご正式に決定させて。中止と言っていますが実際には内容は延期でございます。公告が中止ということは使っ
とりますが内容は延期ということでもあります。そして昨日付けですと公告をさせて
いただいたところでございます。以上であります。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

色々お話しを伺いました。辞職も止むを得ないかなあと、そんな事であります。入
札の方は中止ということで常識的な判断されたかとそんなふうになっております。次
に2点お願いします。住民投票がですね実施されてそれから選挙に入るとい
うようなこともあるわけですが、一気に町民の真意を問うということだと投票が1回で済む
のと2回でやるのとそういうことになるわけですがその辺の影響ですね、違いがど
んな事があるのかお尋ねをします。まずですね予算的な問題、経費の違いなど、それ
から次に人的な問題ですね、職員あるいは色々立会人何かお願いしなきゃならん、そ
ういった稼働の問題、そしてまたその他に何かあればですねお話頂きたいとそんな
ふうになります。再質問はしませんから小出しにしないで分かる範囲でお願いを
します。それからですね4点目として、最後にですね辞職が同意されれば町長が不在
になるわけですね空白ができるわけですが、副町長も見えるんですがそのとこ
で一番心配になるのは、今はコロナであります。ワクチンの接種について伺いま
す。本町の接種状況ですね接種率含めてどのように進んでいるのかということ、
そして今後のスケジュールですね何時頃目途が着くのか、それから最近の
ニュースでは職域のワクチン供給に不安があるというようなことが流れていま
す。本町ではワクチンそのもの、物は全員分、町民分確保ができてい
るのかその辺のところは気になりますので伺います。よろしくお願
いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

最初のご質問に回答させていただきます。予算的な問題、経費の違いとい
うことでございますが町長選になった場合にかかる費用でございますが合計
で824万9000円の予算を予定しております。今回の町長選挙が新たに
選挙運動用の自動車ですとか選挙運動

用ビラ及びポスターにかかる費用が公費負担となります。またこの他、コロナ対策にかかる費用も計上する予定でございます。全て一般財源であります。次に解職投票にかかる費用でございますが合計で716万円を予定しております。この解職投票につきましては、選挙期日の20日前に告示することによりまして期日前投票の期間が19日間となります。報酬、職員手当その他コロナ対策にかかる費用も計上する予定でございます。こちらも全て一般財源であります。次に人的問題、職員等の稼働日数でございますが、町長選挙につきましては、火曜日に告示、期日前投票は水曜日から土曜日までの4日間行います。日曜日に投票日を迎える予定でございます。人的問題でございますが、選挙期間が短いためさほど影響は少ないと思われませんが、投票日及び期日前投票は投票管理者1名、立会人2名従事していただきます。この他事務従事者は役場職員が2名必要となります。開票につきましては、開票事務従事者30名から40名を必要となります。一方、解職投票につきましては、投票日の20日前に告示をしますので、先ほども申し上げました通り期日前投票が19日間行われるわけでございます。この19日間に対する立会人及び事務従事者の確保がかなり困難になると考えております。その他の影響、問題ということでございますがこの選挙に限らず近年人口減少によりましてどの選挙におきましても共通して言えることでございます。18箇所ある投票所の投票管理者あるいは立会人の確保が次第に困難になってきたということが問題でございます。以上です。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、それで私の方から、本町のコロナワクチンの接種状況についてお答えしたいと思います。現在、65歳以上の高齢接種を進めておるところでございます。6月23日現在で1回目の接種を終えた方は1068人。これで65歳以上の対象者の接種率にしますと68.6%。2回目を終えた方は697人。対象者の接種率は44.8%となっております。今後のスケジュールについてですけれども65歳以上の高齢者接種につきましては7月21日に希望者全て接種が終了する予定でございます。64歳以下の接種希望者につきましては来週28日の月曜日から接種券と医療センターで接種希望者には予約票を同封して順次発送する予定であります。接種につきましては7月12日から1回目の接種を始めまして9月末か10月初旬には2回目の接種が終了する予定となっております。最後にワクチンの確保についてでございますけれども、ワクチンについてはファイザー製のワクチンを使っております。必要分をその都度発注しておりますが、今

のところ問題なく入荷しているため、今後につきましても接種希望者全員分の確保ができるものと考えております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

まずですね、予算的な問題もかなり本町にしては大きな金額が出ておりました。そして18か所の投票所となると立会人なども大変困難という話でございました。そしてワクチンの方はですね1回目が68%ですか、これNHKの発表によりますと1回目が全国平均19%です。かなり進んでいると思います。人口の問題もあるわけですが高齢者は7月21日に終わるという事であります。恐らくスケジュールから考えていっても選挙前には高齢者のワクチンが終わるといようなことだと思います。色々伺いましたがこんな状況が長く続くことは町にとって大変不幸な事であります。医療問題だけでなく多くの課題を抱えています。前に進めていかなければなりません。早く解決するためにも町民にしっかり説明し政策論争をして信を問うのも良いかと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

町長の退職との関連について伺いたいと思います。昨日、先程副町長からも説明がありましたが、町はホームページ上で新たな診療所等の公募型指名競争入札を中止すると公告しました。突然の入札中止は、町長の退職と関係があるのか伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先程5番議員にご回答させていただいたとおり、現在の状況を鑑みてこういう形ということでございます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

退職との関係は無いというご説明ですね。続いて伺います。リコール署名の縦覧期間中の5月28日に入札を公告した理由について、町長は6月議会の一般質問で政治を決めるのは議会、民主主義のルールにより進めることに何ら問題はないと答弁してきました。私は、しかし入札の中止は大いに予見できたと考えます。5月28日の公告を見る限り入札参加を希望する事業者は町が指定する3社による共同企業体を作り多くの提出書類を準備して町に提出しております。事業者に多くの労力をかけさせた上で町が突然入札の中止に踏み切ったことは行政の信用を大きく損うものだと考えます。5月28日に町長が入札の公告に踏み切ったことに反省はないのか伺います。

議長（原田安生君）

今の議案に沿った質疑をお願いします。退職の同意、それが議案の内容ですので、それに関する質疑を。

1番（浅尾もと子君）

退職に至る理由はですね、医療センター建設を、10億円を超える医療センター建設を止めたいという住民からの直接請求によるものと考えますので関連して伺っております。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程、退職理由を説明を長々としたんで、これで理解をしていただきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、3回目。

1番（浅尾もと子君）

改めて退職のですね、退職を選んだという選択について伺いたいと思います。町長の退職表明は報道によれば今週月曜日の6月21日ということでした。しかしリコール署名の縦覧2週間に及ぶ異議申出の審査、本請求が行われ、読売新聞は住民投票の公算大と報じていたところでした。リコールに関わった町民の思いや直接請求という制度の重大さ厳粛さを尊重する時、突然の辞職表明ではなく、やはり住民投票で町民の審判を受け止めるべきではなかったのではないのでしょうか。改めて辞職出直し選挙を選んだ理由を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も申し上げましたように先程、退職理由を説明させていただいたとおりご理解をいただきたい。

議長（原田安生君）

他はございますか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

この件に関して私見と提案を述べさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。話が少し長くなりますけども3分ほどいただきたいと思います。一連のマスコミの報道で町外の方々とお付き合いの多い町民の方の中には「東栄町はまたやっとなるのー」とか「東栄町はいつもにぎやかだのー、あるいは元気が良いのー」などとよく揶揄されて恥ずかしい思いをしていると何人からも聞いております。古い話ですが、緑風園の建設場所でもめた時、あるいは温泉建設の件、名倉に林道を開設をする時、あるいは小学校建設の件、そして漁協の無料休憩所がオープンして数年で閉鎖しなくてはならなくなった事も、原田畊作町長が辞職に追い込まれた件など東栄町の騒動は数多くありますが、それら全て同一人物が約40年町政の体制を批判して混乱させてきたと言われております。その証拠となるチラシは歴代の町長がスクラップにして町長室に保存してありましたが誠に残念ながらその人によって他の大量の書類と共に中田に運ばれて焼却されてしまいました。今ではそういった記録がなくなり記憶しか残っていません。本郷や西菌目には議員を長く勤めていらしていただいた古老が、現在もご健在でいらっしゃる一度確認いただくと、私の話が本当か嘘かよく

分かると思います。今回の騒動もその人物と体制批判のメンバーが一緒になって起こしたものではないかと噂されています。私が非常に奇異おかしく感じるのは先程町長からの話も少し触れていましたが当初人工透析や救急医療、入院の再開を求めて「東栄町人工透析、入院を守る会」が結成されました。それがいつのまにか「東栄町をよくする会」に変わり透析、救急医療、入院の再開、医療施設の建設に反対する団体になって今日に至っています。人工透析や救急医療、入院患者の受け入れは医師でもない町長ではできないことです。そこに勤務する医師ドクターがやると言わなければできないことで、逆に町長が中止してほしいと思ってもそこにいる医師がやるといえば町長でも逆らえない、やらざるを得ない過疎地での医療は、医師は、過疎地での医師は神様のような存在になっているのが現実です。透析や救急医療、入院患者の受け入れは医師でもない町長に要求することは現実的ではなく医療センターの医師に直接お願いをしなければできないのが実状である。ということは過疎地に住む町民のほとんどは承知をしている事実ではないかと思えます。また医療センターの建設に反対するリコール運動であるなら、決定したのは議会であり先程町長は、はっきり申し上げられないというような言葉で表現をされていましたが議会は真摯に受け止めなければなりません。町長は町政の提案をすること、執行をすることであり医療センターの建設を決定したのは議会でこれだけのリコール署名が集まったのは議会が町民の声を反映していないと考えざるを得ません。もちろん提案がなければ議決もなかったわけで町長の責任も問われますが最終的な判断は議会であり議員総辞職を考えるべきではないかと私は考えます。提案します。本日町長の辞職が承認されれば選挙戦に突入することになります。心配するのは、例えば透析を再開できるとか救急医療を現在勤務いただいている医師の了解もなしにあるいは新卒をいただける当たらない医師の赴任の確約のないまま、ないままでできるような話をしたり、あるいは県立病院を建設するような架空の公約で町民を欺くような選挙戦はしないでいただきたいと思えます。特にマスコミにお願いをしたいことがあります。マスコミは高い倫理性を持ち正確で公正な記事とあらゆる勢力からの干渉を排するとともに利用されないように自戒しなければならぬとされています。いくら公約を候補者が話をしたからといって夢のような不可能な公約をそのまま記事にするのではなく本当に可能かどうかそのような約束が本当にあるのか裏付け根拠のしっかりした正確で確実な内容の町民を欺くことのない内容の記事にしていただきたいと思えます。以上私の私見と提案を申し上げましたがこのような騒動はもうここまでにしていただきたいと願っているのは私だけではないと思えます。先ほども話がありましたが、東栄町はいよいよ3000人を割る小さな町になっています。町民同士がお互いに助け合い、信頼と絆で結ばれている町づくりに皆様のご協力をお願いしたいと思います。今回は私の提案でございますので特に議長や執行部からの返事はなくても結構です。一度考えていただきたいというご提案です。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今回の議案となっています町長の退職期日の同意について、この点について質疑したいと思います。今回の村上町長退職の議会の同意。これは個々の議員の同意も含めてですが地方自治法第145条に基づくものです。この145条この条文では市町村長の場合、退職しようとする20日前に議会議長に申し出るとされています。そしてこの但し書きの中では議会の同意を得た場合にその期日前に退職できるという例外規定を設けています。先ほど提案の方にありましたように今回6月21日に退職の申し出がされています。本来ならばその20日後ということですから7月11日になるかと思いますが、今回その日を待たずに退職する。これは例外的にですねどのような相当の理由があるのか。つまり例外としての必要な理由があるのか、この点は一点です。さらにこの法が定めるこの市町村の場合の20日間の規定には意味があります。その自治体を代表する唯一無二の首長が不在になる、この前に住民の皆さんに対して様々な政策や事業がこの退職によって滞ることないように、そのために必要な措置、必要な時間を取ることを含めています。これまで述べられたように現在コロナ禍においてまさに世界がそして日本が全ての自治体がコロナ禍に対応しております。一刻も早くより多くの住民の皆さん、年齢問わずワクチン接種を進めていく、そしてこのコロナ禍によっての影響による経済の問題や暮らしの問題、健康問題このことにしっかり取り組んでいく、このことをもってこの145条の20日間の規定ということの時間の猶予の意味が持たれていると思います。今回についてはこの点はどうでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程も理由を説明させていただきましたが、16日にですね署名が確定されたという状況。先程もお話しをしたように本当に熟慮をさせていただきましたが、コロナについては先ほど住民福祉課長がお話をしたとおりでありますし、それから病院の丹羽センター長以下含めた常勤の先生方ともしっかりこの退職届を出す前の日、その日でしたか、その日に先生とはしっかりお話をさせていただき、その状況の中で先ほど議

員の中からもお話がございましたように、もう既にこの一年の半年間このことで本当に混乱をさせたことも事実でありますし、さらに先程言いましたように住民投票の状況はですねさらに期間が延びる、それからその状況如何によっては再選挙という状況にもなるという状況であります。しかしながら、先程お話をさせていただいた通り、その不安視もですねないわけではありませんが、見通しが立ったということで21日に議長に提出をさせて頂き、なるべく早い結論を出したいというふうに思っております。このことによって本当に町内がですね本当にいろんな面で混乱をしておりますし、我々の役場としての仕事はこれだけではありません。是非、この辺も理解をさせていただいてですね法定期日前の退職になることはですね本当に申し訳ないというふうに思っております。先程言いましたように職員においてはですねそういうことも含めてお話し、ご理解いただきたいというふうに課長を通じてお願いをしております。その事をご認識をいただきたいと思っておりますし、それから入札の件についてもですよ、あえてそれを止めるための監査請求という状況でさらに出されたわけありますので、そのことも含めて、入札についてはですね公告し先程言いましたように事務的な法的な事は全く問題ないと思っておりますが、そのことについての延期、中止については相手方にご迷惑をかけます。このことは十分意を尽くしてご説明をさせていただき、この選挙を通じてですねその状況はしっかり出てくると思っております。このことも踏まえながら6月30日ということを選択させていただきましたので是非ご理解をいただきたいと思っております。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

この145条につきましては、改めて言うまでも無く議会が同意をしなければ退職できないわけではない。つまり市町村長の場合は、退職の申し出をして20日過ぎればこれは自動的に退職になるということですからその期日前ということで今回その例外として設けられているわけです。約予定の20日間からするならば10日前に退職をするということですから私やはりこの10日間も含めてですね現在のコロナ対策含め町民の皆さんの暮らしの部分でやはり町長がその責務、職務を全うされると、その中で法の定めるところの退職というのが本来ではないかというふうに思います。これは回答、同じ回答と思っておりますのでこれ以上求めません。以上です。

議長（原田安生君）

ほかにありますか。以上で質疑を打ち切ります。

本件は人事案件でありますので討論は省略して直ちに採決いたします。お諮りいたします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願い致します。

起立

ありがとうございます。起立多数です。よって町長村上孝治君の退職に同意することに決定いたしました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。これをもちまして令和3年第3回東栄町議会臨時会を閉会いたします。

1 件何か。

資料配布

報告がありますので。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

はい失礼します。議会終了後であります。大変申し訳ございません。一点、6月7日議会初日に報告させていただきました令和2年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書に誤りがございました。大変申し訳ございません。差し替えをお願いします。詳細ですが1枚はねて頂きますと計算書の一番下の行で10款の災害復旧費3項の林道施設災害費でございます。翌年度繰越金5千万円これとその財源内訳のうち既収入特定財源を1411万2483円と報告させていただきましたが、実は前払金1410万円の支出が反映されておりませんでした。正しくは翌年度繰越金5千万円であったところを3590万円に財源内訳のうち既収入特定財源は1411万2483円であったところを1万2483円となります。このように訂正させていただきましたので差し替えをお願いします。大変申し訳ございませんでした。

<閉 会 10 : 58 >

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
